



熊本県公報

第 1 2 4 1 5 号

平成 27 年 5 月 7 日(木)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○保安林の指定に関する予定の告示	(森林保全課) 1
○道路の供用開始	(道路保全課) 2
○指定居宅介護支援事業者の指定	(高齢者支援課) 2
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課) 2
○保安林の指定に関する予定	() 2
○予算の専決処分	(財政課) 3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課) 4
○指定介護予防サービス事業者の指定	() 4
○指定金融機関の名称、位置及び事務取扱区分の一部改正	(会計課) 4
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定	(障がい者支援課) 4
公 告	
○平成 27 年度製菓衛生師試験の実施	(健康危機管理課) 5
○土地改良区の定款変更の認可	(農村計画課) 6
○土地改良区の定款変更の認可	() 7
○基本測量の実施	(監理課) 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 7
○平成 27 年度電算処理業務委託契約に係る相手方等の決定	(情報企画課) 7
○平成 27 年度電子計算機等の賃貸借に関する契約に係る相手方等の決定	() 7
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	(建築課) 8
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画課) 8
○熊本都市計画地区計画の決定(熊本市決定)	(都市計画課) 9
○熊本都市計画地区計画の決定(熊本市決定)	() 9
登 載 依 頼	
○熊本県育英資金返還金の収納事務の委託	(高校教育課) 9
○博物館の変更	(文化課) 10
○平成 27 年度熊本県明るい選挙推進協議会第 1 回会議の開催	(熊本県明るい選挙推進協議会) 10
○裁決手続開始決定	(収用委員会) 10

告 示

熊本県告示第 454 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 30 条の 2 の規定により告示する。

平成 27 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市龍ヶ岳町樋島字桑鶴 1 4 2 4 番 1、1 4 2 4 番 2、字南迫 1 4 5 9 番、1 4 6 0 番 1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字桑鶴 1 4 2 4 番 1・1 4 2 4 番 2・字南迫 1 4 5 9 番・1 4 6 0 番 1（以上 4 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第455号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成27年5月7日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	小川八代線	八代郡氷川町大野 244番地先から 同所 126番地先まで	18.0	防交安 (改築)

2 供用を開始する期日 平成27年5月7日

熊本県告示第456号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第85条の規定により公示する。

平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
医療法人村上会	居宅介護支援事業所 風花	上天草市姫戸町 姫浦2528番 地6	平成27年 5月1日	居宅介護支援

熊本県告示第457号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市龍ヶ岳町高戸字椿ノ内5053番1、5063番、5064番1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字椿ノ内5053番1・5063番・5064番1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第458号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市松島町合津字上御所河内4425番・4427番・4429番・4442番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。
 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第459号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成27年4月27日付けで専決した平成27年度熊本県一般会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 2 号

平成27年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

平成27年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 753,849,202千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成27年4月27日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 越 金		1	53,220	53,221
	1 繰 越 金	1	53,220	53,221
歳 入 合 計		753,795,982	53,220	753,849,202

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 林 業 費		61,405,277	53,220	61,458,497
	1 農 業 費	17,488,044	53,220	17,541,264
歳 出 合 計		753,795,982	53,220	753,849,202

熊本県告示第 4 6 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 7 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人暖和会	リハビリデイほっと＋プラス	上益城郡益城町大字宮園 8 3 1 番地	平成 2 7 年 5 月 1 日	通所介護

熊本県告示第 4 6 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 7 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人暖和会	リハビリデイほっと＋プラス	上益城郡益城町大字宮園 8 3 1 番地	平成 2 7 年 5 月 1 日	介護予防通所介護

熊本県告示第 4 6 2 号

昭和 3 9 年 4 月 1 日熊本県告示第 1 7 3 号（指定金融機関の名称、位置及び事務取扱区分）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
平成 2 7 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(1) 中「熊本市中央区紺屋町一丁目 1 3 番地 5」を「熊本市中央区練兵町 1 番地」に改める。

熊本県告示第 4 6 3 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 5 1 条の規定により公示する。
平成 2 7 年 5 月 7 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
さくらサポート 玉名市中1774番地	社会福祉法人博心会 玉名郡和水町下津原3951番地	生活介護	平成27年5月1日

公 告

熊本県公告第292号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により平成27年度熊本県製菓衛生師試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、熊本県製菓衛生師法施行細則（昭和42年熊本県規則第40号）第2条の規定により公告する。

平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験日時及び場所
 - (1) 日時 平成27年7月22日（水）午後1時30分から午後3時30分まで（2のただし書に該当する者にあつては、午後2時45分まで）
 - (2) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館地下1階地下大会議室
- 2 試験科目

試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）の規定による菓子製造に係る2級以上の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出たものについては、試験科目のうち(6)に掲げる科目を免除する。

 - (1) 衛生法規
 - (2) 公衆衛生学
 - (3) 食品学
 - (4) 栄養学
 - (5) 食品衛生学
 - (6) 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択）
- 3 受験資格

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

 - (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、熊本県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
 - (2) 学校教育法第57条に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事したもの（原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務しているものに限り、専ら製品の運搬及び配達並びに食器及び器具の洗浄等に従事しているものを除く。以下同じ。）
 - (3) 法の施行の日（昭和41年12月26日）に現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）で、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えていたもの又は法の施行の日後3年を超えるに至ったもの
- 4 受験手続
 - (1) 受験願書の配付

各保健所及び健康危機管理課での配付、郵送による配付及び熊本県ホームページからの配信により実施する。

各保健所及び健康危機管理課での配付期間は、平成27年6月8日（月）から同月19日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

郵便による配付を希望する者は、宛先を明記し92円切手を貼った返信用封筒（長形3号、A4用紙の長辺を三つ折りにした書類が入る大きさの封筒）と連絡先（本人と直接連絡が取れる電話番号等）を記載したものを同封し、封筒の表に「製菓衛生師試験願書請求」と朱書して熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）宛て請求すること。
 - (2) 受験願書受付期間

ア 受付期間は、平成27年6月15日（月）から同月19日（金）までとする。

イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

ウ 郵送による受験申込みは、平成27年6月19日（金）までの消印があるものに限って受け付ける。
 - (3) 受験願書の提出

ア 試験を受けようとする者は、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料を添え、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出

- すること（郵送による受験申込みをする者を除く。）。
- イ 県外に居住する者及び郵送による受験申込みをする者にあつては、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書し、(4)の提出書類等と(5)の受験手数料分の熊本県収入証紙又は郵便為替を同封し、熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-18570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）宛て特定記録郵便で提出すること。ただし、2のただし書に該当する者は、郵送による提出はできない。
- (4) 提出書類等
提出書類は、次のとおりとする。また、アからエまでの書類の提出部数は、保健所に提出する場合にあつては2部、郵送で提出する場合にあつては1部とする。
- ア 受験願書（第1号様式）
イ 菓子製造業従事証明書（第2号様式）（3の(1)に該当する者を除く。）
ウ 提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し（2のただし書に該当する者に限る。）
エ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は提出先で原本照合を受けたそれらの写し（3の(3)に該当する者を除く。）
オ 写真2葉（受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
カ 証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍謄（抄）本
- (5) 受験手数料
9,700円（受験願書受付後の受験手数料は、一切返還しない。）
- (6) 受験票の交付
受験票は、受験願書の受付審査後、試験前日までに郵送する。
- 5 合格基準
6科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各試験科目の得点とその試験科目の平均点の2分の1の点（小数点以下を四捨五入した点）を下回らないこと。
- 6 合格発表及び合格証書の交付
(1) 合格者の発表は、平成27年8月21日（金）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。
(2) 合格者に対しては、合格証書を郵送する。
- 7 その他
(1) 願書の請求及び受験についての間合せ先
- | | |
|-------------|--------------|
| 熊本県健康危機管理課 | 096-333-2247 |
| 有明保健所衛生環境課 | 0968-72-2184 |
| 山鹿保健所衛生環境課 | 0968-44-4121 |
| 菊池保健所衛生環境課 | 0968-25-4135 |
| 阿蘇保健所衛生環境課 | 0967-32-0535 |
| 御船保健所衛生環境課 | 096-282-0041 |
| 宇城保健所衛生環境課 | 0964-32-0598 |
| 八代保健所衛生環境課 | 0965-33-3198 |
| 水俣保健所衛生環境課 | 0966-63-4104 |
| 人吉保健所衛生環境課 | 0966-22-3107 |
| 天草保健所衛生環境課 | 0969-23-0172 |
| 熊本市保健所食品保健課 | 096-364-3188 |
- (2) 試験成績の開示
熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により開示を希望する受験者に対し、各試験科目の得点及び合計得点を開示する。
- ア 開示請求の方法
熊本県庁新館3階健康危機管理課に、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に開示する。
- イ 開示期間
合格発表の日から1か月間（平成27年8月21日（金）から同年9月24日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで。）とする。
- (3) 試験問題の開示
試験問題は、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。掲載期間は、1年間（平成27年8月21日（金）から平成28年8月19日（金）まで）とする。
- (4) 合格の取消し
受験申込みに当たって虚偽若しくは不正があつた場合、又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

熊本県公告第293号

山鹿市に事務所を置く内田川地区土地改良区理事限部誠一から平成27年4月8日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年4月24日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成27年5月7日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第294号

八代市に事務所を置く八代平野北部土地改良区理事坂田孝志から平成27年4月15日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年4月24日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。
平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第295号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作 業 種 類	作 業 期 間	作 業 地 域
基本測量（空中写真撮影及びオルソ作成）	平成27年4月27日から 平成28年3月31日まで	熊本市、合志市、菊池市、 大津町及び菊陽町

熊本県公告第296号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡嘉島町大字上島字蔵園2684番2、同2684番17、同2684番18及び水路の一部
263.14平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区新生一丁目3番17号ベルデュールⅡ302
平 和也、平 久美子

熊本県公告第297号

特定調達契約につき随意契約により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電算処理業務委託 32業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月25日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社熊本計算センター
熊本市中央区水前寺一丁目7番26号
- 5 随意契約に係る契約金額
71,150,400円（うち消費税及び地方消費税の額5,270,400円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号による。

熊本県公告第298号

特定調達契約につき随意契約により契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機組織及びプログラム・プロダクト一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年3月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
135,620,952円（うち消費税及び地方消費税の額10,045,992円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号による。

熊本県公告第299号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市川登字馬渡1990番9、同1990番42、同1990番44、同1990番100、同1990番107、同1990番108、同1990番110、同1990番111、同1990番112、同1990番113、同1990番114、同1990番115、同1990番116、同1990番117、同1990番118、同1990番119、同1990番120、同1990番121、同1990番122、同1990番123、同1990番124、同1990番125、同1990番126及び同1990番127
3,537.41平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県福岡市中央区高砂2丁目8番1号
セキスイハイム九州株式会社

熊本県公告第300号

球磨郡山江村に事務所を置く山江土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。
平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	山本 義隆	球磨郡山江村大字山田丁1423
理事	中村 征生	球磨郡山江村大字山田丁1874-1
理事	谷口 予志之	球磨郡山江村大字山田戊944
理事	久保山 直巳	球磨郡山江村大字山田甲1544
理事	宮田 陳次	球磨郡山江村大字山田乙746
監事	三川 時則	球磨郡山江村大字山田丁989-1
監事	小崎 健二	球磨郡山江村大字山田丙1360
就任		
理事	中村 征生	球磨郡山江村大字山田丁1874-1
理事	谷口 予志之	球磨郡山江村大字山田戊944
理事	久保山 哲至	球磨郡山江村大字山田甲1538
理事	田原 龍太郎	球磨郡山江村大字山田丙124
理事	深田 慶保	球磨郡山江村大字山田乙575
監事	小崎 健二	球磨郡山江村大字山田丙1360
監事	内田 誠治	球磨郡山江村大字山田乙928

熊本県公告第301号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により熊本市から熊本市計画地区計画（佐土原3丁目（その2）地区地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第302号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により熊本市から熊本市計画地区計画（佐土原2丁目地区地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成27年5月7日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**熊本県教育委員会告示第7号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により次のとおり熊本県育英資金返還金の収納の事務を委託することとしたので、同令第158条第2項の規定により告示する。

平成27年5月7日

熊本県教育委員会委員長 木之内 均

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南一丁目8番27号	収納事務の とりまとめ	平成27年4月20日から 平成28年3月31日まで
株式会社セブンーイレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8	直営店舗又 は加盟店舗 における収 納事務	同上
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目11番2号	同上	同上
株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	同上	同上
株式会社サークルKサンクス 愛知県稲沢市天池五反田町1番地	同上	同上
株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目10番1号	同上	同上
ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一番地	同上	同上
株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通17番地	同上	同上
国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋一丁目1番1号	同上	同上
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665番1号	同上	同上
株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町900	同上	同上
株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目7番34号	同上	同上

熊本県教育委員会告示第8号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項及び博物館の登録に関する規則（昭和27年熊本県教育委員会規則第7号）第7条第1項の規定により、次のとおり博物館の登録事項を変更登録した。

平成27年5月7日

熊本県教育委員会委員長 木ノ内 均

施設名	変更があった事項	変更前	変更後
松井文庫驥斎	設置者の名称及び住所	財団法人松井文庫 熊本県八代市北の丸町3丁目15番地	一般財団法人松井文庫 八代市北の丸町3番15号
	所在地	熊本県八代市北の丸町3丁目15番地	八代市北の丸町3番15号

熊本県明るい選挙推進協議会公告第1号

熊本県明るい選挙推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴の手続は、次のとおり。

平成27年5月7日

熊本県明るい選挙推進協議会
会長 明石 照久

- 開催日時
平成27年5月19日（火）午後3時00分から午後4時00分まで
- 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館 13階 展望会議室
- 議題
(1) 平成26年度下半期の事業実施状況報告について
(2) 平成27年度明るい選挙推進事業計画について
- 傍聴の定員
10人
- 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、協議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県選挙管理委員会（熊本県総務部市町村・税務局市町村課選挙班）
（電話096-333-2104（ダイヤルイン））

熊本県収用委員会公告第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成27年5月7日

熊本県収用委員会会長 斉藤 修

- 起業者の名称
国土交通大臣
- 事業の種類
高速自動車国道九州横断自動車道延岡線新設工事（熊本県上益城郡御船町大字高木字上倉津和地内から同町大字高木字山下地内まで、同町大字田代字清水口地内から同町大字田代字戸ノ上地内まで及び同郡山都町北中島字面田地内から同町城平字原地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事
- 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積
(1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県上益城郡御船町大字高木字下前田

地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
5106番	田	田	757	826.13	565.70
5123番	田	田	400	691.13	257.36
5124番	田	田	519	383.23	308.07

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地

- なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所
坂上義次
熊本県上益城郡益城町大字宮園739番地4
 - 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
なし
 - 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成27年4月27日